

Title	独逸ハンザ衰退期に於けるベルゲンの商業に就いて
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.12 (1938. 12) ,p.1625(39)- 1667(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19381201-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19381201-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

機能による販賣と購買の分離、一般的過剰生産の可能性を明かにした點にその合理的核心を見出し得る。

然るに十九世紀初葉の古典派經濟學者、例へばセイ、リカードの如きは、恐慌否な正確には不況の問題を経験對象から認識對象に高め、不況一般を理論的に取扱はんとした。この點に積極性が認められるが、同時に彼等は均衡理論から出發することにより、恐慌乃至不況そのものゝ存在を否定する結果に陥つた。

これに反し、マルサス、特に古典派最後の經濟學者と看做されるミルに於ては、一方に於て恐慌乃至不況の問題を経験對象から認識對象に高めると同時に、他方セイ、リカードの如く均衡理論から出發し乍らも、『變化法』を用ひ、恐慌乃至不況の可能性を演繹した。この點に彼等の積極性を認め得る。而もミルはその可能性の要因を信用なる貨幣の側に求めることによつて、再び十八世紀の經濟學者と同一立場に復歸してはゐるが、既に認識對象の理論的解明としてより高い段階に立つてゐる。

然し乍ら、假令へマルサス、ミルは恐慌乃至不況を理論的に取扱つてゐるとは云へ、彼等はその原因を經濟體系の與件の變化に求め、體系内部の要素の變化に求めず、従つて經濟體系そのものにとつては外生的原因に求め、內生的原因に求めざる以上、恐慌乃至不況の單なる可能性、偶然性を説明し得たにとどまる。そして未だその必然性を説明し得るに至らず、不況の必然的法則を本來研究す可き不況『理論』更には恐慌乃至景氣『理論』として發展し得なかつたのである。

獨逸ハンザ衰退期に於けるベルゲンの 商業に就いて

高村象平

近著の Historische Zeitschrift や Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte には、本年五月二十二日、伯林大學歴史地理學講座主任ワルター・フォオゲル教授が、五十八歳を以て逝かれたことを報じて居る。同教授が、Geschichte der deutschen Seeschifffahrt. Bd. 1. (1915), Kurze Geschichte der Deutschen Hanse. (1915), Das neue Europa und seine historisch-geographischen Grundlagen. (1921. 2. Aufl. 1922), Deutsche Reichsgliederung und Reichsreform in Vergangenheit und Gegenwart. (1932), Wirtschaft und Raum. (1937) 等の卓抜なる著書により、或はハイトリック・シキエフア教授の祝賀論文集や Hansische Geschichtsblätter 誌上を飾る數々の示唆に富む論文によつて、獨逸經濟史界に貢献されたところ頗る多かつたこと、敢て茲に述ぶる迄もない。教授は又、一九一六年以來伯林の Institut für Meereskunde を主宰されて居り、傍ら一九二六年以後はハンザ史協會の常任理事として活躍されて居た。

獨逸ハンザ衰退期に於けるベルゲンの商業に就いて

私自身、同教授の諸勞作から、更には滯獨中に親しくその警咳に接したことからして、多大の學恩を蒙つて居る。いまその訃を聞いて哀惜の念に驅られること尠くないものがある。殊に最近私が獨逸ハンザの北歐に於ける活躍の跡を辿つて居る時、スカンデナヴィア諸地方に關する同教授の該博な知識を想起して、哀悼の意殊に深い。本稿は同教授の靈前に捧げる用意の下に書いたものではないが、中世北歐經濟史研究者の一小作として、たゞそれだけの關聯から、同教授の生前の學恩に報ゆるところあるならば幸せである。

私は既に他の機會に(一)、獨逸ハンザ商人が諾威經濟を制握するに至つた過程に就いて述べるところがあつた。このハンザの制覇が行はれ得た根據としては、北獨逸と諾威との生産的基礎、従つて夫々の主要輸出商品の相違が挙げられる。即ち一方バルト海南岸に於ける農産物生産の過剩、他方東部諾威沿岸の鮭と西部諾威に於ける鱈の豊富な漁獲、そしてこの相互の間に交換が緊急とされた事情である。

前者は十二—十四世紀に於ける謂ゆる獨逸東方植民の結果としての農産増加に基くものであり、従つて先づ獨逸商人が諾威に携へて渡つたのは、メックレンブルク、シュレスウィヒホルンシュタイン、ボママン、ブランデンブルク等より産する裸麥・大麥・ホップ等であつた。即ち中世史上に於いて有名なバルト海東部、即ちプロイセン背後のポオランド、リフランドからの農産物輸出は、主として十五世紀の後半以來増加したのであつて、それまでは、主としてウェンデン諸都市の直接背後地たる前記北獨逸地方の過剩生産物が輸出されたのであつた。この他方、

威に於いては、十三世紀中葉以後、屢々貧農が商業乃至海運業に従事することを禁じ、以て同國の農業勞働力の不足することを阻止しようとして居る。然しこの禁令も效果なく、諾威國王乃至貴族が穀物増産を以て、獨逸商人の勢力増大を阻止せんと試みても、これは全く實施不可能であつた。斯くて當時の諾威農業耕作は、その人口に比して常に不足を告げて居た。従つてこの生活必需品を豊富に擁する獨逸商人は、諾威に於いて商業上の優者となる機會を恵まれたのであつた。例へば、諾威に於ける獨逸商人の取引や特權の妨害、エリッヒ王の代官の海上掠奪等を直接の原因として、一二八五—一九四年に起つた兩國間の戦も、ズンド海峡封鎖による穀物輸入杜絶によつて、遂に諾威は敗れざるを得なかつたことの如き(2)、獨逸商人の制覇の根源を明かに示すものであり、又當時、北海沿岸の諸地方(英蘭、蘇蘭、ネエデルランド等)からの穀物輸入が問題とならなかつたことを物語つて居る。

斯かる農産物は、諾威に於ける主産物たる魚類を以て支拂はれた。獨逸商人がその背後に、歐羅巴大陸なる廣大な魚類の販路を確保して居る以上、他の諸國の商人に比して優れた立場に置かれたことを俟たない。この他方に於いて、獨逸ハンザ商人の伸繼による魚類販路の擴大は、諾威經濟にとつても甚だ大なる利益を齎した。又その西部ノルドランド地方の開拓も、資力豊かなハンザ商人の介入によつて始めて可能とされたのであつた。たゞこれ等の利益が實現される爲めには、諾威士民は犠牲を拂はねばならなかつた。それは諾威對外商業の從屬化である(3)。換言すれば、獨逸商人の該貿易支配である。

獨逸商人は、斯くして諾威經濟制覇の可能性を現實化した。その際この進出を容易ならしめた契機として種々な

るものが數へられる。即ち技術的には、穀物その他謂ゆる嵩荷運送に適した船舶の使用と、ズンド航行の達成、政治的には諾威封建上層との連繫、そして經濟的には前記の生産事情の相違の利用と、ハンザ商人の組織に統制力の發揮、そして外地(諾威)に居住する獨逸手工業者との協同提携等。しかも彼等ハンザ商人が、諾威特にベルゲンに於いて商業的優越を壟斷し得たことは、この地に於いて諾威漁夫と農民に對する仕込制(4)の實施を可能ならしめ、これが亦逆に、右のハンザの支配的地位を強化する上に甚だ寄與したのである。

ところでこゝに問題が起る。それはハンザ商人が外地で漁業に關與したのは、ベルゲンの鱈漁業のみでない。前記東部諾威のヴィイク地方の鯡も、亦當時丁抹領であつたシヨオネン地方の鯡も、彼等が自國乃至その他の大陸内部の諸地へ搬入するところであつたのである。然るに、現在私の知り得る限りでは、これ等鯡漁業に於いて、ハンザ商人は仕込制を行つて居ない。こゝに於いては、彼等は單に普通の取引商人として、生産者からこれを購入するのみであつた。即ちハンザ商人は漁夫を資金關係乃至債務關係からして束縛することをして居ないのである(5)。では、このシヨオネン(及びヴィイク)に於けるものと、ベルゲンのそれとの相違は、一體何に基くのであるか。私はこの解答として、先づ第一に、ベルゲン(従つて西部諾威)の特殊事情として、諾威の生産的基礎の特殊性そのものを、第二に、これに基いてハンザ商人がこの地に於いて、他のスカンデナヴィア諸地に比して最も完全に商業獨占を行つたことを挙げたい。前者に就いては既に言及したところである。後者に對しては、シヨオネンに於いてハンザ商人は優越的地位を有したが、然し尙該地は中世初期以降の世界市場であつたことを指摘せねばならない。即

ちハンザ以外の他國商人の介入すること尠くなく、これがシヨオネンに於ける丁抹漁民に對して仕込制を行ひ得なかつた主因と考へるのである。更に第三の事情として、鯡と鱈とに對する夫々の漁撈技術の相違も挙げられよう。當時の延繩を以てする鱈漁業に於いては、資本は主として小型漁船に對して投ぜられるに過ぎず、この點鯡漁業(縱令それが定置漁業に進歩せざる段階に於いても)と異なる事情が存する。従つてこの漁撈技術の停滞性からして、次の問題が一部解かれることになる。

第二の問題とは、仕込關係の繼續乃至擴大化からして、何故ハンザ商人は漁業資本家に推轉することがなかつたのであるかといふことである(6)。即ちハンザ商人はベルゲンの鱈漁業に關する限りでは、終始、利付資本として止まり、それ以上に出づることはなかつた。この一因として、右の鱈漁業そのものが少額資金を以て經營され得たことが挙げられると思ふのである。換言すれば、ハンザ商人は直接生産に携はるよりも、間接にこれに關與してその成果を利用する商人として止まることの有利なるを知つて居たからであつたと、私は見たい。勿論この第二の問題は、次の如くに解することも出来る。即ちハンザの諾威に於ける商業、従つて仕込制の實行は、彼等に賦與された特權に俟つところ大である。換言すれば、彼等の活躍は、諾威封建上層への依存關係に基くものである。従つてその限りに於いて、この謂はゞ依存性からして、利付資本が發展して以て獨立化することなかつたのであるとの解釋である。これ亦私は肯定し得るところと思ふ。尙この外に、諾威政府當局によつて、外國人(ハンザ商人を含む)の生産關與に對する禁令が存したのではないかといふ疑問も生ずるが(7)、遺憾ながら現在の私の知識では、これ

を明かにするを得ない。他日の考究に俟つところである。

更に第三の問題が存する。それは、ハンザの勢力強化に資したといふベルゲンの取引は、事實如何程の利益を擧げ得たのであるかといふ問題である。これに關する資料乃至研究の存在を私は知らない。たゞこの問題の手懸りとして、ブルンス教授が夙に發表された次の事實がある。一四〇七年から一五二九年に至る間に遺言狀を作成したりユベックのベルゲン航行者一四〇名の中で、一一〇名即ち七八%強は、先代からの遺産もなく單獨にその生涯中に資産を作つた者であつた。しかもその程度は、當時のリユベックの大商人の資産に比して、平均して中位のものであつたと云ふことである(8)。換言すれば、彼等は概して貧しき状態から出發した。そして一般に、中位の資産状態に達するに止まつたと云ふのである。ところでこの事實は、極端に云へば、一介の無資産者が假令中位にせよ資産者たり得たといふことからして、そのベルゲンに於ける業務が可成り利益の多かつたものであつたと考へることも出来るし、逆に、この中位の状態にしか達し得なかつたことから、ベルゲンに於けるノルドファアラアに對する態度が決して苛酷ではなかつたと結論することをも許すものである。従來行はれる解釋は前者であり、最近コヤレン・ヴィベルク氏の説がれるところは後者である。殊にヴィベルク氏は、ハンザが没落して、ノルドファアラアの取引が諸威市民層の手に移つた後にも、彼等漁民の負債状態は殆ど變らなかつたことを指示して、以て従來のハンザ商人に對する非難の當らざることを説かれて居る(9)。この孰れが眞であるかは、投下資本額なり、その回轉速度なり、或は鱈の價格形成に就いてなり、明かにされねば容易に判斷するを得ない。

たゞこゝに、右のブルンス教授の研究の成果は、同時に、ベルゲンに於けるハンザ商人が漁業資本家化すること無かつた理由を、一部分暗示して居るものもあることを、私は指摘したい。但しブルンス教授の研究は、リユベックのベルゲン航行者組合に所屬する者に關する。ところで、リユベック以外に、ベルゲン航行者組合が結成されたハンザ都市は、ハムブルク、ブレメン、ヴィスマール、ロストック、デヴェンタアの五を數へる。これ等五市のベルゲン商業に關する研究は、未だ發表されて居ない。従つてこれが不明なる限り、ブルンス教授の得られた成果は、獨逸ハンザのベルゲン取引の全態容を示すものではないと做すことも出来るが、然し、右の六市の中で最も早くベルゲン航行者組合が成立し、且つベルゲンに於いて最も勢力を有し續けたのはリユベックのそれであつたから、ブルンス教授の研究を以て一般に押し進めることは、過大評價となることはあつても、尙それがベルゲンのハンザ商館の取引の大體を示すものであることは疑ないところである。この意味に於いて、ヴィベルク氏の指摘するところは或る程度聽かねばならないと思はれる。

然しこの爲めには、尙次の事情も吟味しなければならない。それは、ブルンス教授の調査の限界は、一五二九年であるが、この十六世紀の二、三十年代以降に、新大陸の貴金屬が歐羅巴に大量流入するやうになつてから、諾威經濟は多大な變化を蒙つた點である。これは結局、諾威の輸入品(穀物)と輸出品(魚類)との價格差の形成に基くものであつた。即ち前者は騰貴したが、後者の中で鱈は一般的物價高騰に比例して高價となつても、鱈の價格は殆ど變化しなかつたといふ事情である。換言すれば、鱈價格の相對的下落であり、これが結局ノルドファアラアのハンザ

商人に對する債務を増大し、又その從屬化を強めるやうになつたのであつた。然るにこの變化が生じて後のハンザ商人の収益の程度は、ブルンス教授の研究は素より、他の方面からも示されて居ない。この價格革命の影響の明かとなり始めた頃には、後述するが如くハンザの獨占も完全とは云ひ得ない状態に轉じ始めて居るのであつたから、この事情を考慮すれば、原資料に近づく便宜ある北歐の研究諸家にとつても、この問題の解明は容易なことではない。こゝに私としては、ブルンス教授の成果は、ベルゲンに於けるハンザ盛時の一態容を傳へるものであると云ふより他にないのである。

扱て、以上未解決の問題の所在を指摘するに止め、私は本稿に於いて、十六世紀ベルゲンに於けるハンザ商人の勢力が、その來るべき没落の前に、如何なる變化を餘儀なくされたかに就いて述べて見たいと思ふ。後に述べる如く、この世紀に於いて獨逸ハンザは諸威の對外商業に對しては、尙率乎として抜くべからざる地歩を擁して居た。殊にベルゲンに於いては、こゝが從來からの西部諸威のステュブル市場であつたことから、更には諸威(＝ト抹)國王も一應はステュブル權の維持を圖つて居たからして、ハンザの支配的地位は持續されることが出來た。然し諸威の國內商業に於いてはさうでない。諸威市民商人の擡頭と競争があつた。又外國商人の歸化による諸威市民階級の強化があつた。これ等の事情の下に於いて、從來獲得した權益を維持する上に、ハンザ商人が如何なる態度をとつたかを、以下に窺ひたい。換言すれば、ハンザの獨占固守の爲め的手段を諸威に於いて見ようと云ふのである。そしてこの問題に於いては、上記の諸威自體の有する特殊的生産事情が、常に絡み合つて出て來ることを前提せねば

ならぬのである(10)。

(1) 拙稿、「諸威に於ける獨逸ハンザの商業——主として十六世紀に至る迄のベルゲンの商館に就いて」(史學、第十七卷第二號所載)。

(2) Walter Vogel, Bespr. Johan Schraener, Hansetene og Norges Nedgang, HGBll. 1935. S. 258.

(3) この點に關聯する問題として、ベルゲン史研究の大家ヨレン・ツィヘルツ氏(その著に「Det tyske Kontor i Bergen, 1899; Bidrag til Bergens Kulturhistorie, 1908; Bergensk Kulturhistorie, 1921; Hansetene og Bergen, 1932. 等々)が(一)一四七六年のベルゲン大火によつて獨逸人居留地焼失の後、ハンザ商館所屬の商人は、諸威人の區域たるシトランド街に收容され、待遇されたこと、(二)ベルゲン市廳舎は、商館の盛時の間、商館地域内に存したこと、(三)リュベックのベルゲン航海者の遺言狀に記された遺贈受領者が、獨逸人やベルゲンの獨逸教會の外に、諸威の教會や修道院、諸威人、ベルゲンの貧民、農民、ノルドフマアラであることが多いことを指摘して、以て諸威士着人口が、獨逸商人を單に對立的經濟競争者となし恆に敵對感情なり不信なりを抱いて居たことは出來ない、寧ろ兩者の間には友好的關係が存して居たのだと云はれて居る。(Walter Vogel, Bespr. Christian Koren Wiiberg, Hansetene og Bergen. Forholdet mellem de kontorke og det bergenske bysamfund, in HGBll. 1933. S. 177.) 然しこれは個々の事例を採つて見れば斯かる關係も存したに違ひないが、全體としては、ハンザ商人とベルゲン市民との間には競争的敵視の念が挾まれて居り、それは時によつて程度の相違こそあれ無くなることはなかつたと、私は考へて居る。

(4) 前掲の拙稿に於いて、私は Borstystem を「掛賣制」と譯して置いた。これは言葉そのものとしては誤りでなく、又その後、羽原又吉教授の著「魚港及魚市場論」(大正三年刊行)にも、この譯語が當てられて居ることを知つた。然し我が國で普通用ゐられる「仕込制」と改める方が一層適切であるかと考へ、茲に訂正する次第である。

(5) 去る十月仙臺に於いて開催された社會經濟史學會第八回大會に於いて、私は「ベルゲンに於けるハンザ商人の仕込制に就いて」報告した。その席上に於ける猪谷善一教授からの御質疑に對して、いま私は斯く御返事申上げざるを得ない。尚ショオネンの鮭漁業と獨逸ハンザとの關係に就いては、他日機を得て發表する意圖あることを表明し、茲に同教授の學恩に對して感謝したい。

(6) 聊か比較することは不適切とも思はれるが、我が國に於いては、近江商人が松前藩の知行制度なる特殊條件の下に、漁業生産關係に入りこんで居る。菅野和太郎博士「商人の漁業家化」、經濟論叢第三十卷第五號、「近江商人」、經濟史研究第二十九、三十五號）、白山友正氏「松前蝦夷地場所請負制度考」、經濟史研究第二十八號）、南鐵藏氏「前松前藩時代に於ける場所請負制度」、社會經濟史學第三卷第五號）、太刀川利男教授「松前蝦夷地の社會經濟事情」、歴史教育第六卷第三號）の諸論文、或は村尾元長氏の「北海道漁業志要」（明治三十年刊行）、近刊の「新撰北海道史」等に、近江商人の仕込制と場所請負人による漁業經營との問題が説かれて居る。前者は高利貸資本の「態容」であり、後者が謂ゆる資本制的經營の萌芽たるものであるが、しかもその一部に於いて前者より後者への移行があつた點に興味深いものがある。

(7) この示唆を、私は小原敬士教授から與へられたことを記して、感謝の意を表する次第である。

(8) Friedrich Bruns, Die Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronistik, Berlin, 1900, S. CXLII—CXLIII.

(9) Vogel, Bespr. Christian Koran Wlberg, S. 177.

(10) 尙この機會に、前掲拙稿の第四節に掲げたハンザ商人の共同企業形態に關して、若干補足を加へて置きたい。第一はゼンデューヴの普及の原因に就いてあるが、これは單に取引範圍の擴大のみに基くものでなく、中世都市の採つた外來商人政策、即ち外來商人相互の取引が一定期間以上に互つたり、或は小賣に及ぶことを禁じたこと、更には謂ゆるステュー

ル強制の行はれたことが、考へられねばならない。この適用を回避する爲めに、外地にある者は定住することになつたのであつた。従つてゼンデューヴは、共同企業といふよりは代理販賣に近いものではないかと思ふ。第二は、ウェンダーレックギンゲは、最初商號を備へざる匿名組合に近いものであつたが、後になつて一回的(Gelegentlich)の共同企業に轉じた點である。これ等に關しフランチ教授の見解は、教へるところ甚だ多し。(Hans Planitz, Über hansisches Handels- und Verkehrsrecht, HGBl. 1926, S. 7-12.)

二

諸威に於けるハンザの商權運用の重點は、ベルゲン市場の確保と、この市場の諸威經濟上に占める地位の強化とに置かれて居た。換言すれば、ベルゲンをステューブル市場として、こゝにその取引を集中し、以て對諸威商業の統制に便ならしむると同時に、この市場の制覇からして諸威經濟に於ける獨占的地位を搖ぎなくする努力である。そしてこれは事實、彼等の望むが如く達成せられたのであつた。諸威政府當局にとつても亦、ベルゲンのステューブル市場化と存続とは、その利益とするところだつたのである。

ベルゲンのステューブル權は、最初西北部諸威地帯(ノルドランド、フィンマルケン)のみならず、アイスランド島、シエットランド島、フェレレル島、オクニイ島にも適用されて居た(1)。即ちこれ等地域の生産物は、先づ以てベルゲン市場に運ばれねばならなかつたのである。然るに、ハンザ商人によつて諸威商業から驅逐された英蘭商人は、十五世紀になると、直接アイスランドを訪れてその産する魚類(特に鱈)を取引するやうになつた。これは斷る迄もなく、ベルゲン・ステューブル權の侵害であり、延いてはベルゲンを支配するハンザ商業への競争であつた。のみ

ならずこの頃には、ハンザの間に於いても、右の諸島に直接赴くものを生ずるに至つた。ベルゲンの商館はこれを過大な罰金とハンザ特權享受の停止とを以て嚴重に取締つたのであつたが、一四六八年、後に述ぶる如く近代國家への轉化過程にあつて財政難に悩むクリスチャン一世が、その収入を目的に、外國人のアイスランド航行を許可するに及び、ハンザ都市の中から、商館の禁令を無視して公然右の諸島に直接航行するものが輩出した。殊にハムブルクのアイスランド航行は規模も大きく、その都市當局の計算に於いて營まれたのであつた。ところでこの種のベルゲン・ステューブル回避は、單にハンザ商館のみならず、土着商人層にも亦損害を與ふるものであつたから、一四八一年クリスチャン一世の崩御の直後、諸威參議院は商館の請願を容れて、アイスランド航行を全般的に禁じたのであつた(2)。然しその後九〇年には、ヨハン王によつて和蘭人にアイスランド航行が許され(3)、又九四年の商館の禁令も何等效果なく、遂にそれより四年後には商館自らハンザ商人のアイスランド航行を許容せざるを得ない立場に置かれたのである(4)。そして一五二五年のハンザ會議に於いては、ハムブルクとブレエメンとに對してアイスランド航行が承認されたのであつた(5)。

このアイスランドへの直接航行が企てられ、それが遂にベルゲン商館乃至ハンザ會議によつて認知されるに至つたといふことは、ハンザ同盟内部に於いて、全體の共同利益よりも個々の特殊利害が先行し、都市當局又その市民に對して取締勵行の強制力を喪失しつゝあつたことを物語る。まさに後期ハンザ史に顯著な事實が、この諸威の商業に於いても亦現はれたのであつた。

ところでこのアイスランドの鱈が歐大陸に搬出された結果、ベルゲンの鱈の販路に如何なる影響が生じたか。先づ價格の點で後者は、前者の廉なるに及ばなかつた。これはベルゲン鱈の價格には、商館維持の費用が加算されたからである(6)。これはベルゲン商館自らが認めて居るところであつた(7)。従つてアイスランド産の鱈は、どちらかと云へば貧困階級の購ふところとなつたと云へる。蓋しこの兩者の間には、品質の相違があつて、この點ベルゲンのそれは遙かに優つて居り、諸市場に於いて特に尊重されて居たからである。次に兩商品の間には、その輸出擔當者の勢力關係から、販路の上に自づと地域的分布があつた。即ちアイスランド産のものは、バルト海地域乃至その南部のハンザ諸都市に運ばれること尠く、それはハムブルク、ブレエメン、アムステルダムを経て西歐市場に現はれたのであつた(8)。従つてこの限りに於いては、ベルゲンの鱈の販賣市場の上にさして影響はなかつたとすべきであらう。それよりもこのアイスランド直接航行による漁獲範圍の擴大は、ベルゲン・ステューブルの回避策でもあつたが、尙それが盛になつた十六世紀に於ける歐羅巴の需要増大に應ずるものであつたことを見ねばならない。それは前記の價格革命時代の歐羅巴經濟の發展と結び付くものである。従つて、このアイスランド産の鱈の歐羅巴市場進出によつて、魚價に變動を與へたとしても、尙それはベルゲン商業の危険な競争商品と云ふよりは、寧ろこれを補ふ役割を演じたものであつたのである。事實アイスランド航行の増大と共に、ベルゲン航行も亦増加したのであつた(9)。

斯くて十五世紀末から以後顯はとなつたハンザ内部の利害の懸隔も、それがベルゲン商館に及ぼす影響の上から

は必ずしも商館衰退に直接資するものではなかつたと云へる。では危険なる競争者は、他の外來商人であつたかと云へば、これも亦直ちに肯定し得ない。その事情を略述すれば、十六世紀のハンザにとつて最大の競争者は和蘭商人であつた。それは彼等のバルト海進出の経過によつて明かに示されるところである(10)。彼等はハンザが多年獨占を誇つた謂ゆる東西兩歐連絡商業路への介入を敢行した。その勢の趨くところ、ハンザ商權の第二の培養線たる南北商業路への進出である。然し和蘭商人にとつて、諾威經濟に求むるところは魚類ではなかつた。蓋し彼等は、自國の沿海に豊富な漁場を有する。敢えて諾威の魚類の爲めに、進出の苦難を嘗める要はない。それ故に十六世紀初年和蘭とニグロスとの間に若干の魚類取引はあつたが、別して諾威に於けるハンザの魚市場を蠶食することもなく終つた。

和蘭商人の注目するところは、諾威に豊富に存する木材であつたのである。彼等は自國の船舶の爲めの用材を、こゝに求めたのである。と云ふのは、前記の如く東西交易路に進出したものゝ、バルト海奥地に産する良材を自由に搬出するに至るには、尙ハンザの從來擁する地歩を前にして容易なことではなかつた。然るにこれに代るべき諾威材は、主として東部のヴィイク地方から輸出されるのであつたが、これに對してハンザはさして需要するところなかつたのであつた。即ち和蘭商人は、こゝにその乗すべき間隙を見出したのである。それ迄にヴィイク地方に根を張つた獨逸商人としては、ロストック商人を以て主勢力としたが、いまこゝに侵入を企てた和蘭商人は、彼等に優る武器を携行した。それはこの木材輸出に對する代償として、諾威人の使用する諸商品の外に、現金で支拂つたこ

とを指す。これは諾威士着人口の歓迎するところであり、こゝに漸がてロストック商人は、從來の *Kopenaken* の離反するを見ねばならなくなつたのであつた。それは十六世紀の三十年代末に始まる(11)。

然しながら、この東部諾威に於ける和蘭商人の優勢は、ベルゲンの商館にさしたる苦痛を與へるものではなかつたのである。では、和蘭商人が直接ベルゲンのハンザ商權を蠶食することは無かつたかと云ふと、それは有つたが、然し十六世紀を通じての間は尙問題となり得る程度に達しなかつたと云へる。彼等は前記ヨハン王の賦與せる特許によつて、ベルゲンに越冬することは出來たが、ノルドフアアラの出漁に對して資金を貸與することは禁ぜられて居た(12)。従つてこの點ハンザの信用制度に追隨し、更にこれを優越することは出來なかつた譯けである。そして和蘭、殊にアムステルダムの商人は、ハンザと同一地位を得んとして種々と努力したのであつたが、然し尙丁抹(13)ノルウェー政府の容るゝところとならず、十六世紀に於けるアムステルダム・ベルゲン間の交通は制限されて居り、年々五隻乃至七隻の船舶による取引を、この世紀に於ける平均數としたに過ぎなかつたのである(13)。

この和蘭人の外に、十六世紀の諾威に於けるハンザの競争者となつたものに、蘇蘭及び英蘭の商人があつた。後者がアイスランドの魚取引に参加したことは既に一言したところである。然し諾威本土と英蘭との取引は、この世紀に於いて極めて寡少なものであり、殊にその初年兩者を仲繼する地位をハンザが喪失して後は、殆ど問題とするものは無かつた。又前者の蘇蘭商人が、西部諾威に於いて直接木材の取引を開始したことは(但し和蘭商人の如き現金取引ではない)多少ハンザの商權を蠶食することになつたとも做されるが、然しそれはハンザに對して直接競

争をしかけるものではなかつたのである(14)。

斯くの如く諾威の木材輸出に於いては、外來商人の進出を見たが、然し諾威の最も大なる輸出品であり且つハンザが最も重點を置いたベルゲンの鱈の輸出に關しては、十六世紀を通じてハンザは事實獨占的地位を占めて居たのである。然し尙、ハンザにとつてこの世紀に於ける最大競争者は、以上の他に存した。それはベルゲンの市民商人であつた。しかも彼等の勢力増大は、單に土着人口の擡頭によるものではなかつた。即ち外來商人の諾威歸化によつて、彼等市民階級はその勢力を増し得たこと甚だ多いのであつた。この意味に於いて、十六世紀の始めからベルゲンに移住した他地の諾威人、丁抹人の外に、蘇蘭人、和蘭人、ハンザに屬せざる獨逸人等の謂ゆる外國要素は、ベルゲンに於けるハンザの權益阻害の上に、一の役割を演じたといふことが出来る。然し彼等がこれを爲し得たのは、ベルゲン市民の資格に於いてある。従つて十六世紀のハンザ商館の最大の競争者は、ベルゲン市民商人であつたと云はねばならない。更に後期ハンザの共通現象として、右の外に、ハンザから背反した一部の(前記ハムブルク・ブレエメン等の外)獨逸商人があつた。

ところで、これ等の競争者が眞に危険なそれになり得たかは、十六世紀の價格革命の經過がこれを立證する。即ち穀價と魚價との價格差の存在は、ひとりノルドファアラの收入を減少せしめたのみでない。ベルゲン市民亦等しくこれを味つたところであつた。このことはベルゲン市民商人階級の資本形成を阻むものであつた。従つてこの點からして、尙彼等は、ハンザの資力に眞に對抗し、そしてこれに打ち勝つ地位には置かれてなかつたと云はね

ばならない。即ち十六世紀には、ハンザに對する反對勢力は出現したが、然しそれは眞にベルゲンに於けるハンザの牙城に迫る實力を備へたものではなかつたのである。

然しながらその獨占は實質上破れなかつたとは云へ、尙その崩壞する危険は存して居た。そしてこれをベルゲン商館も母體ハンザも感知して居た。その爲め、この十六世紀には、諾威に於ける獨占固守の爲めの對策が講ぜられ、それが展開されて行つたのである。私は以下にそれを、中世國家より近世國家への轉換期に際した丁抹ノ諾威王國の動向と照し合せつゝ見て行きたいと思ふ。問題は、ハンザとこの王國との勢力關係にある。そしてそれは、ハンザがその後期に於いて特に顯はな傾向を示し出した既得權確保政策と、從來賦與した特權の廢棄を企てる丁抹ノ諾威王國の商業政策との對立である。

- (1) Bruns, a. a. O. S. LXV.
- (2) HR. III. I. Nr. 351.
- (3) これと同時に和蘭人は、ベルゲンその他に於いて獨逸ハンザ商人と同じく一年中、取引することを許され、これにベルゲンの獨逸人居留地の對岸には和蘭人の店舗が立ち並ぶことになつたのである。(Bruns, a. a. O. S. XIII.)
- (4) HR. III. 4. Nr. 79 § 73.
- (5) HR. III. 8. Nr. 131 § 161.
- (6) Vgl. Friedrich Techen, Die Deutsche Brücke zu Bergen. o. J. Bremen. S. 20.
- (7) Bruns, a. a. O., Denkschrift, betreffend den Verfall des Kontors zu Bergen. [1514.] S. 213.
- (8) Otto Röhlk, Hansisch-Norwegische Handelspolitik im 16. Jahrhundert. Neumünster. i. H. 1935. S. 20.

- (9) Vgl. Ebenda, S. 21.
- (10) 拙稿「和蘭商業資本のバルト海進出に就いて」本誌第三十一卷第十二號所載。
- (11) Oscar Albert Johnsen, Der deutsche Kaufmann in der Wik in Norwegen im späteren Mittelalter, H.Gbl. 1928, S. 77.
- (12) Röhlk, a. a. O. S. 29.
- (13) Ebenda, S. 30.
- (14) Vgl. Ebenda, S. 31.

III

端的に、中世國家の下に於ける外來商人の貿易が、國王の彼等に賦與する特權に依存して營まれ、近世國家のそれが、該外來商人の本國との間に、相互の對等的地位の承認の下に、締結された通商條約の下に行はれると云ひ得るならば、十六世紀に於けるハンザなる都市國家の同盟と諸威(＝丁抹)國との貿易は、右の一から他への推移の中に置かれて居たと云へる。即ちこの世紀の初年、舊來の特權賦與乃至その享有に始まり、後半期に至つて、對等的通商條約の締結を以て終つたのである。但しこゝに注意すべき點は、斯かる轉化は、中世國家より近世重商主義國家へ轉形しつゝあつた丁抹＝諸威國の要求に基くものであつて、ハンザの側で望んだものではなかつたと云ふことである。換言すれば、前者の強要によつて、ハンザは心ならずもこれに追隨せざるを得なかつたのである。従つてこの推轉過程は、前者のイニシアチヴの下に展開された。そしてそれはフリードリッヒ二世治下に於いて結實したのであつた(1)。

ところで、この世紀の後半に達成された轉換は、謂はゞ原理的には兩者の對等性の承認の下に行はれたとは云へ、通商條約締結後の實情に於いては、丁抹＝諸威の領内に在るハンザ商人の行動が殆ど従前と變りなかつたに反し、こゝに丁抹＝諸威商人がハンザ諸都市内に於いて行使し得る權利の確認は、何等實效を伴はず、それは全く空文に等しいまゝにこの世紀を終つたのであつた。これは前記の如く、ハンザ側に於いて、この條約締結(従つて丁抹＝諸威商人の權利承認)に欣然參加したのではないことにも基くし、又その他方、丁抹＝諸威商人側に於いて、ハンザ領域に自ら進出する實力を備ふるに至らなかつたからでもあつた。この所以も亦前節末に既に言及したところである。従つて、この相互の權利の同等性承認を目標とする條約締結にも拘らず、事實上、ハンザは尙謂はゞ一方的な優越的地位を持続し得たのであつた。然しながら、現實は斯かる事態であつても、多年その採り來つた外地に於ける一方的特權の享受を、縱令原理的にもせよ、放棄せざるを得なかつたことは、ハンザの根幹に大打撃を與へたものであつたと云はねばならない。これはハンザのその後の動向に決定的意義を有するものであつた。

この轉換が、後に述ぶる如き経緯の下に遂行され得たのは、そのイニシアチヴを採れる側に於ける政治的優勢に俟つところ甚だ多い。それは、重商主義國家として北歐に覇を唱へんとする丁抹(＝諸威)國家の強力化である。然るにこれに對して、ハンザはその構成諸都市内部に於ける新舊勢力の交替とその影響の故に、更にはこれに加はる外部からの領邦諸侯の壓力の故に、右の丁抹近世國家に對應するだけの政治的勢力を最早有することがなかつた。これが、一五六〇年遂にオオデンゼ條約が締結せられた所以である。ところで、近代國家に改装しつゝ且つ強大

權力となりつゝあつたとは云へ、丁抹ノ諾威王國には、尙その特有の事情が存して、その目標達成を阻んだ。それは一五二三年以降に於ける對瑞典關係である。謂ゆるスカンデナヴィア主義(2)實現の爲めの指導權獲得に對するこの兩者の鬭争であらう。或はバルト海支配(dominium maris baltici)を繞つての鬭争と云つた方が一層適切であらう。この絶えざる兩者間の緊張の存在を前にして、丁抹ノ諾威王國は、オオデンゼエの條約によつて贏ち得た權利の行使を飽くまで追及することが出来なかつた。と云ふのは、右の條約締結後もハンザ諸都市内に於ける自國商人に對する事實的排斥が依然として存続したにも拘らず、これを看過したの謂ひである。即ち對瑞典の争ひに、ハンザの助力を、或は少くともハンザとの友好關係の存続を希求したが故に、ハンザの一方的權利の行使を默認せざるを得なかつたのであつた。これはこの世紀を通じて、新興丁抹ノ諾威王國が、尙強力なる近代國家に轉化し切つて居なかつたことを意味する。然し、既にこの世紀の後半を以て、ハンザの守勢的態度は表面に現はれたのである。たゞこれに對する丁抹側の攻勢をより積極化する爲めには、尙自國市民の實力が築き上げられる迄、これを待たねばならなかつたのであつた。

叙述の順序を顛倒した傾きがあるが、以上が、本節以下に述べんとする十六世紀のハンザと諾威(ノ丁抹)との關係の總體的考察である。扱て、具體的には如何なる経緯を以て、一五六〇年のオオデンゼエ條約締結に立ち至つたのであつたか。尙これは一言して置く要もないと思はれるが、一三九七年のカルマル會盟(Kalmarsche Union)によつて、スカンデナヴィア三國が共同選定國王の下に合同されて後、ハンザ對諾威の關係は、ハンザ對この合同

王國の交渉となつた譯であり、更に一五二三年この合同王國から瑞典が離反し、又一五三三―三六六年の謂ゆる諸侯鬭争(Gratensfede)なる内亂の後には、ハンザ對丁抹の交渉となつたのである。即ち諾威は、それ自身の參議院(Reichsrat)を有したけれど、然し丁抹の屬州たる地位に置かれて居たのであつた。殊にベルゲンは、丁抹國王に直屬する強力な代官(Ambmann)の支配するところとなり、又右の參議院も土着貴族よりは丁抹貴族が議席の主要部分を占めた許りでなく、代官の勢力によつてその權限が縮小されるに至つた爲め、諾威自體に關する問題も、一に丁抹上層者の關心によつて左右される結果を生じたのであつた。この自國の謂は國民的政治機關を欠いた爲め、諾威に於けるハンザの進出は比較的容易に行はれ得た。蓋し諾威市民ノ商人階級と丁抹代官との間には、當初利害の一致が殆ど無かつたからである。然し同時に該地の上層權力たる丁抹が強化すると共に、ハンザは諾威に於ける諸種の問題を先づ丁抹政府との交渉によつて解かねばならないことになつたのであつた。従つて十六世紀の諾威に於けるハンザ商業は、ハンザ對丁抹の問題であり、この爲めに以下に於いては、オルデンブルク家のクリスチャン一世以降の丁抹の政治・經濟状態を對照しつゝ、ハンザの商業を述べることになる。

クリスチャン一世治下、丁抹に於ける貨幣經濟擴大化過程の中にあつて、一四七一年の對瑞典遠征、七四年の羅馬行等により、丁抹の財政困窮は、この七〇年代に於いて殊に顯はとなつて行つた。これが七〇年以降同國內の全農民に對して連年特別税を賦課し、又ズンド關稅やシヨオネン市場の諸税を引上げ、更にはホルシタインの富有地主やリュベック・ハムブルクの獨逸商人に貸付を求めた根據であつた。そしてこの丁抹政府の絶えざる借款要求から

して、その後暫らくの間、毎年キールに一種の金融市場が開かれて居る。Kieler Umschlag と呼ばれるものであるが(3)、これはハンザ大商人にとつて歓迎すべきものであつた。然し北歐商業圏の擴大に努力しつゝあつたリュベック乃至ウエデン諸都市によつて、右の諸關稅の増徴は不利の因子であり、加ふるにクリスチャン一世を嗣ぐヨハン王(一四八一—一五二三年)が、その即位後九年の間、丁抹に於けるハンザの特權認可を遷延したことも亦、甚だ不滿とするところであつた。しかもハンザに對する丁抹の壓迫はこれのみに止まらなかつた。右の特權認可に際して、獨逸商人の丁抹越冬は禁ぜられる他方、翌一四九〇年には英吉利及びネエデルランド商人に對してハンザ商人と同一權利が賦與され、又ヨハン王は露西亞のイワン・ワジリヴィッチ王と結んで、遂にノヴゴロドのハンザ商館を押收せしめたのであつた。これ等の方策が、ハンザの盟主リュベックをして、その北方政策上、丁抹を離れて瑞典側に附かしめるに至つたことは當然であつた。即ち前記一四七一年の丁抹對瑞典の戦ひに於いて、ストックホルムの鹽缺乏を策して丁抹を支援したリュベック及びハンザは、一五〇一年の瑞典蜂起に際しては、瑞典側に味方し、又一五二〇—二二年には丁抹と公然戦ひを交へるに至つたのである(4)。

この丁抹權力者のハンザ排撃は、クリスチャン二世(一五二二—一五三三年)の治下に於いても變更はなかつた。即ち同王は、先王ヨハンの採つた非ハンザ外來商人の競争によつて、ハンザ勢力を自國より遠ざける方策を繼承したのである。これは一五二五年カール五世の息女イサベラをその妃に迎へた關係から、更には金融的援助を得て居たことから、先づネエデルランド商人との連繫によつて企てられた。この外クリスチャン二世がハンザ排撃を策するに

至つたのは、當時貴族階級に對して可成りの反對勢力となりつゝあつた丁抹市民階級を利用する爲めでもあつた。即ち前記 Kieler Umschlag に於ける會同者を見ても容易に推測されるやうに、丁抹の貴族は大地主とハンザ商人との關係は甚だ深いものがあつた。クリスチャン二世はその即位の當初、この兩者の取引には干渉せざる旨をその Handfeste (5) に明示したのであつたが、一五二七年には遂にこの盟約を破棄し、貴族及びその代表機關たる參議院と關係を斷ち(6)、市民的勢力を背後に擁して、ハンザ商人を排斥したのであつた。ネエデルランド商人を除外例とした諸關稅(ズンド、シヨオネン等に於ける)の引上げも、モスコオとの關係を密接にして丁抹商人をハンザ商人と同一地位に置く特權の獲得(一五二七年)も、丁抹と外國との仲繼者を丁抹商人乃至市民に限らんとする法律(一五二一年)も、亦その前年の瑞典征服も、孰れもこの意圖を藏するものであつたと見られる。

更に、カール五世と南獨の巨商フッガアとの關係を利用して(7)、ハンザの北歐に於ける勢力を碎くことも計畫された。それは、一五二〇年の瑞典征服を機縁とする「大丁抹瑞典商業會社」設立の計畫である。立案されたところに據れば(8)、この會社はハンザの組織に倣つて、コペンハーゲン、ストックホルム、露西亞との國境に近きフィンランドの一地、及びネエデルランドの一都市に夫々支店を設置し、以て北歐と西歐との取引をコペンハーゲンに集中せしめんとするものであつた。即ちコペンハーゲンを以てリュベックに代へ、又その王國を以てハンザが歐羅巴に占むる政治・經濟權力に代へんとするものである。そしてこの大企業の金融的援助を、フッガア家に求めたのであつた(9)。このハンザの獨占を打破せんとする會社設立は、計畫のみで終つたが(一五二〇—二二年)、然し

こゝに注目すべきは、右の企業に参加すべき商人は、丁抹及び瑞典のそれを目標とし、諸威商人階級はこれに加へられて居なかつた點である。これは瑞典との連繫、特に瑞典諸都市の中で最も有力なストックホルムの商人層の協力を確保することが計られたからであり(10)、又クリスチャン二世が、諸威を以て一箇のNebenlandと見る丁抹諸王の傳統に従つたからであつた。即ち丁抹諸王にとつては、諸威は單にその收入源泉たる外なく、その國民乃至その福祉に對しては、關心を抱くこと甚だ渺いのであつた(11)。のみならず、ベルゲンに於けるハンザ商館の權勢は強大であつて、土着商人の勢力がこれを抜くこと不可能と見られた。換言すれば、このNebenlandに於けるハンザの商業の廢すべからずして又代へ得べからざることを、クリスチャン二世と雖も認めざるを得なかつたのである。そしてこの見解は、ひとりクリスチャン二世のみの包藏するところでなく、以後クリスチャン四世に至る諸王の等しく抱いたところだつたのである(12)。

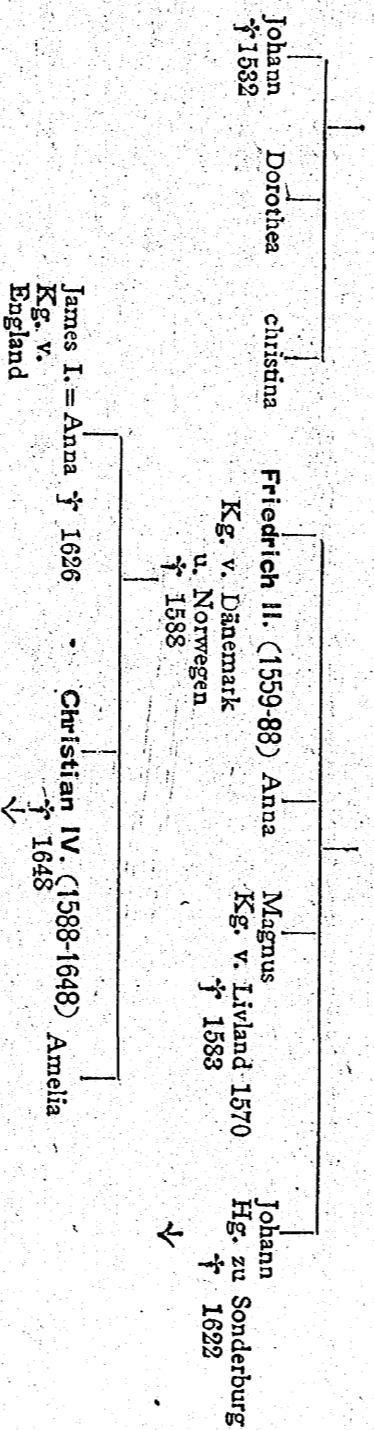
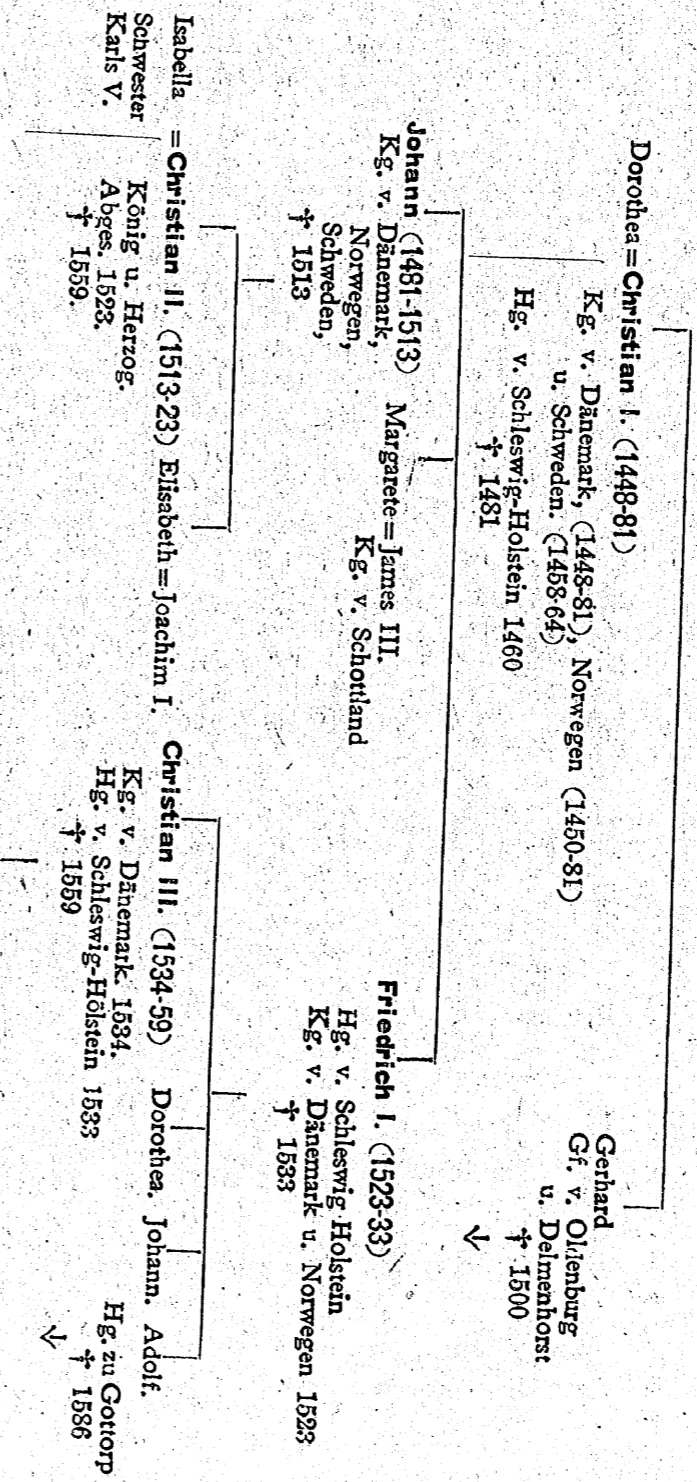
然し、ベルゲンの商權に觸るゝところ無しと云つても、斯かる計畫がハンザの看過し得るところとならなかつたのは云ふ迄もない。又この計畫自體はベルゲンに關係なしとするも、クリスチャン二世の目は、既にベルゲンに於ける獨逸勢力の利用に向けられて居たのである。即ちそれは前記の諸威を以てその財源と見ることの現れであつて、王はベルゲン商館も亦その王國の住民と同じく、對瑞典の戰費調達に助力すべきものとしたのである。一五一九年王は、ベルゲンのハンザ商人から兵士二百名の給料(一人に付一〇丁抹馬克)の獻納を要求し、これを支拂はざる時は商館の閉鎖を命ずべきこととした。又ベルゲンに在る獨逸手工業者に對して、その資産の一割に當る税を課した

(13)。これが商館乃至その主勢力の母體リュベックをして憤怒せしめたこと斷る迄もなく、この紛争は、王の叔父に當るシュレスウィッヒ・ホルンタイン公フリードリッヒの仲介で、一五二〇年ゼエベルクの協定となつて解決したのであつたが、然し、斯かる丁抹王の態度は、益々ハンザをして瑞典側に加擔する傾向を助長せしめたのであつた。そして瑞典のグスタフ・ヴァザがリュベックにその助力を求むるに及んで、遂に一五二二年ダンチヒ市との協同の下に、リュベックがクリスチャン二世に對して戦ひを宣する結果を生んだのである(14)。

翌二三年同王が王位を去るに至つたのは、リュベックの指導下にあるハンザの勢力も、グスタフ・ヴァザの下に於ける瑞典の國民的反抗も、亦いち早くコペンハーゲンに迫つた軍隊を持つフリードリッヒ公の壓迫も、孰れもその諸因子であつたが、然しこの外に、王並びにその政府に對する國內反對勢力も加へねばならない。それは丁抹の貴族階級であつた(15)。即ち丁抹の實勢力を構成する彼等が、クリスチャン二世の諸令によつて政治的・經濟的領域から遠ざけられて居たこと、例へば前者に於いては丁抹參議院の廢止、後者にあつては彼等の自領生産物(農・牧産物)の直接賣却が禁ぜられて、すべてその賣買は商人の手を経るべきことと定められたこと等、すべてクリスチャン二世をしてネデルランドに奔らしめた上に大なる役割を演じたのであつた。農業國丁抹が、その經濟の重點を、尙農業支配者たる貴族に置いて居たことは、こゝに至つて判然と示されたのである。十五世紀末より丁抹商人階級が、丁抹經濟の上に可成りの重要さを示し始めたとは云へ、尙彼等は、彼等の希求しをしてクリスチャン二世によつて一部實現された商業經濟政策を完全に貫き得る迄の眞の勢力とはなつて居なかつたのであつた。しかも彼等

がクリスチャン二世によつて達成を圖つた目標は、外來商人、特にハンザ商人の排撃にあつた。即ちクリスチャン二世はこの意味に於いて、ハンザ排斥を策してハンザによつて退位を餘儀なくされたと言はねばならぬのである。

(1) この便宜の爲め丁抹ニ諸威國王の系譜を掲げる。尙、丁抹軍商主義そのものは、クリスチャン三世治下に眞に開始され、そして十七世紀前半のクリスチャン四世治下に於いてその全盛期を有したと做すべきであらう。



(2) スカンヂナヴィア主義の成立に於て Vgl. Karl Wührer, Der Skandinavismus, Jomsburg, Jg. I. Ht. 4. (Jan. 1933.) S. 409 ff.

(3) 一四八〇年迄毎年一月六日から十三日にかけて、ホルンタインの貴族及びハンザ都市の商人が丁抹財務官と相會して、利拂及び借換を行う。この Kieler Umschlag は一時、丁抹乃至北獨逸の貨幣取引上、可成り重要なものであつた。(Axel Nielsen, Dänische Wirtschaftsgeschichte. Jena. 1933. S. 65.)

(4) この戦ひは結局丁抹の勝利となつて居る。

(5) 適譯を知らないので原語のまま使用する。意味は、王の統治期間適用される憲法であつて、ハンズマンとツラハンの總體に於て、"Urkunde im allgemein, besonders ein feierliches Privileg, z. B. eine vom Landesherren den Ständen gewährte Verfassung." といふ所。

(6) Nielsen, a. a. O. S. 67.

(7) 例へば、一五一九年のカル五世の神聖羅馬帝國皇帝選舉に纏はるハンガの關係は、周知のものに屬する。獨逸ハンザ衰退期に於けるヘルゲンの商業に就いて

獨逸ハンザ衰退期に於けるベルゲンの商業に就いて

六六 (一六五二)

(8) この大商業社の計劃内容は、Heinrich Handelman, Die letzten Zeiten Hansischer Übermacht im Skandinavischen Norden, Kiel, 1853, S. 72-4. 詳し。

(9) Johannes Paul, Lübeck und die Wisa im 16. Jahrhundert, Beiträge zur Geschichte des Überganges hansischer Herrschaft in Schweden, Lübeck, 1920, S. 2-3.

(10) 但しこの點に就いてヘンデルマン氏の指摘するやうな矛盾がある。それは、ストックホルムの人口の主勢力が獨逸人(ハンザ)であつたこと、従つてクリスチャン二世がこの都市の市民商人階級に助力を求むることは、同王の對ハンザ政策と相反する結果を招來することである。ヘンデルマン氏は、これは、クリスチャン二世が瑞典土着人口を信頼しなかつた爲めか、又は彼等の資力なり商業技術なりが乏しいものであることを知つて居た爲めか、或は獨逸人がその利益の前に母國諸市との連絡を斷ちハンザの強力な競争者となるに至ることを望んだ爲めかであらうと推測を下して居る。(Heinrich Handelman, a. a. O. S. 71.)

(11) Handelman, a. a. O. S. 70.

(12) Röhlk, a. a. O. S. 35.

(13) Ebenda, S. 35.

(14) Paul, a. a. O. S. 3.

(15) Nielsen, a. a. O. S. 70.

四

フリードリッヒ二世(一五三三—一五三三年)の登位を以て、丁抹は貴族支配の舊態に復した。同王の Handfeste によ

つて、クリスチャン二世が發布した貴族に不利な諸法律はすべて廢止された(1)。然しこの丁抹の復舊が、こゝに壓迫された市民階級をして、貴族に對して反亂せしめることになつたのである。これが同王の崩御後勃發した亂内(Grafenfeude)の根源であつた(2)。

フリードリッヒ二世の治下には、ハンザの北方政策上、再度の轉換を生む素因が作られて居る。それは瑞典の獨立である。この丁抹と瑞典との判然たる分離によつて、それ迄名儀上なりとも存した合同王國の一角——しかも重要な——は崩れ、こゝに兩者の間にバルト海支配が争はれるに至つた。そしてその後一五六一年には、瑞典の手はレヴァルに迄延び、こゝに北方七年戰役(一五六三—一七〇年)が行はれる。レヴァルは云ふ迄もなく、ハンザ都市であり、又リフランドに於けるハンザの據點である。即ちこゝに、ハンザは丁抹側に移つて、瑞典と戦を交へざるを得なくなつたのである。然し、それ迄は、ハンザは大體瑞典側に加擔し、丁抹・瑞典間の紛争を利用して、丁抹に於ける(延いては諾威に於ける)商權の維持に努めたのであつた。

扱て、ベルゲンに於いては、一五三三年クリスチャン二世の退位と共に、代官ユルゲン・ハンゼンも亦その職を辭してネエデルランドに去つた。翌年フリードリッヒ二世は、ヴィンセンツ・ルンゲを代官に任じ、更に與ふるにヴァルデフス及びイエムテランド島の支配と北部諾威全帯の總督の職權とを以てした(3)。ところで、ハンザ商館は、その權益の保有の上から、ルンゲと結び、その默認の下にベルゲンを我が物の如くに見て行動したのであつた。例へば、この世紀の始め頃から移住し歸化する外國商人が漸次その數を増し、これ等がベルゲン市民の勢力の

獨逸ハンザ衰退期に於けるベルゲンの商業に就いて

六七 (一六五三)

増加の傾向となり始めて居るのに對して、暴力を以て抑壓を圖つたことの如きこれである。一五二三年の蘇蘭人襲撃はその最も甚しきものであつた(4)。しかもこれ等の暴行に對しての訴も、結局は無効に終つた。これは前記の如く、ヨペン・ハーゲン政府にとつては諾威は單に收入源とのみ看做されたので、その治安維持に對してはすべて代官に一任し、これに關心を寄せること尠いからであつた。その他方、代官と結んだハンザ商館は、その謂はゞ封鎖的な鞏固なる組織・團結によつて(5)、更には商館の餌取引支配を利用し市民の内部的分裂を策することによつて、從來享有せる特權の持續に努めたのである。この状態は、一五二八年イェムトランドの封地に隠退したルンダに代つて代官となつたエスケ・ビルデの下に於いても(6)、變りはなかつた。

然しながら、ビルデは王の命を受けて、徐々に商館の過度の権力行使の阻止を圖つた。ベルゲン市民の特權擴大、石造教會を破壊してこれを非常時の防禦物とすることを防ぐこと等(7)これである。しかもこの丁抹當局側のハンザに對する攻勢も、これ以上には積極化することが出来なかつた。それはクリスチャン二世の再起計畫失敗後、一時的ではあつたが丁抹・瑞典兩王の反目を柔げ得ることに成功した報酬として、一五三二年ハンザが、和蘭商人のズンド航行制限令を得たことに基く。ズンド海峡が、新興和蘭商船のバルト海進出を阻止し、延いてはハンザ經濟圏を守る上に、重要な地位を占めること、既に他の機會に於いて述べたところである(8)。この三年の制限は、ハンザにとつて極めて有利なものであつたこと云ふ迄もない。しかもこの和蘭商人の進出こそが、ハンザに對する最大勢力としてスカンデナヴィア諸國の爲めに最も必要とされるものであつたが故に、この點からも見ればハンザは二

重の利を得た譯けである。ハンザがこの情勢を更に展開せしめることを策したこと當然であつた。そして丁抹にとつては、これへの對策を講ずる方が、ベルゲンのハンザ勢力排撃策よりも重要であつたから、この後者に對する攻勢積極化は一時延期されたのであつた。

では、ハンザ、殊にリュベックが策したところは何であつたか。先づこの時のリュベック乃至ヴェンデン諸都市は、それ迄のものと支配勢力を異にして居たことを知らねばならない。それはルッタアの宗教改革の波がこれ等ハンザ諸都市に及んで、下層市民間に急激に蔓延し、これが舊來の都市貴族の寡頭獨裁に對する民主的運動となつて現はれたことであり、この反抗が諸都市の市會構成を一變せしめたことである。シトラルズント及びヴィスマアルでは一五二四年、これに數年後れてロストック、ハムブルク、リュベックに於いて、民主派の代表が夫々の市會を統制するやうになつた。然るに、リュベック以外の諸都市は、その程度に相違はあつても、結局民主派運動はその目的を最後まで貫ぬくことを得なかつたが、この運動が最も激しく展開されたリュベックでは、一時的ではあつたが、民主派が都市貴族勢力を完全に壓倒したのであつた。その指導者はユルゲン・ウルレンウヱヴァであり、彼は一五三三年春から翌年秋まで市長の地位に就いたのである(9)。扱て、彼は和蘭との戦ひを決意すると共に、他方この和蘭と友好關係にある丁抹王室を内亂を以て困憊せしめ、以て前記フリードリッヒ一世の失敗を擴大することを圖つた。しかも彼の計畫に内通する者に、貴族の抑壓に惱む丁抹市民があつたのである。

斯くて事態はリュベックに有利に展開されんとしたのであつたが、先づ丁抹貴族階級は一五三四年の夏、フリー

ドリッヒ一世の子クリスチャン三世(一五三四—一五九九年)を國王に迎へて(10)その勢力を強化し、次ぎに和蘭との戦ひに参加を期待したウェンデン諸都市は、全く恃むに足らぬことが明かにされた(11)。遂に對丁抹戦に於いてリユベックは、三四年十月その軍門に降伏し(12)、それと共に同市の民主政治も終りを告げて、再び従前の如き都市貴族の支配するところとなつた(13)。そして三六年リユベックと丁抹とは、ハムブルクに於いて媾和を約したのであつた。

このハムブルクの媾和に於いて、ハンザはクリスチャン三世から丁抹に於ける特權を認可すべき約束を得た。然しこれが實行されたのは四七年のことである。それは同王が遷延策を講じたからであり(14)。他方ハンザの側に於いてもこれを促す迫力に於いて缺くところがあつたからである。即ち一度民主派の洗禮を受けたリユベック市會には、再び都市貴族のものとなつた後に於いても、嘗てと同じ積極的色彩が無くなつて居た。これはこの時より一世餘の以前、リユベック市會が手工業者層の支配するところとなり、そして亦それが再び都市貴族の手に取り戻された時に生じたリユベックの、従つてハンザの經濟政策轉換の事情と相通するところがある(15)。彼にあつては排他的經濟政策の採用を招來した。此にあつては、封鎖的態度を持つことは勿論、更に加ふるに、新たに發生する問題には謂はゞ姑息な手段を弄してこれに對處する態度を生んだのである。それには自己の獨占力の尙強大なるに恃むところもあつたのである。リユベックにとつては、クリスチャン三世による特權認可が當然のこととされ、その必ずや行はるべきことに就いて何等疑を挾まなかつたのである。斯かる確信の下にあるハンザ指導層が、三六

年の約言の履行を取立て迫るところなかつたのは當然であつた。

然しながら、事實に於いて遷延的方法が採られ得る程に、リユベックハハンザの權勢は、昔日の倂を失つて居たのである。或はこれは、對手側の權力の相對的増大とする方が適切であらう。即ちズンド海峡をその掌中に收め得た丁抹は、*seignioria* *dominium maris baltici* を主張し得る地位に置かれたのである。但しそれは完全に爲し得るといふ意味ではないことを一言して置かねばならないであらう。

一五三六年、内亂の鎮壓と共に、丁抹は新秩序を以て置き換へられた。宗教改革は行はれ、國王は寺領を沒收し、教會十分一税を國王への十分一税に改め、又内亂の際市民側にあつた者の所領を沒收した。斯くしてクリスチャン三世は、全耕地の四五%を直領地となし得た(16)。

この時王と並んで政治・經濟的優越を獲得したのは貴族である。これと反對に丁抹市民は、一世紀に亘つて戦つた目的乃至希望の實現を一切放棄せねばならなかつた。丁抹の商業は、彼等の手から離れて、殆んど貴族の掌握するところとなつた。ニールゼン教授の指摘される如く、この一五三六年の改組が、後年の丁抹市民の復活を困難ならしめた原因の一なのである(17)。

(1) Nielsen, a. a. O. S. 71.

(2) この内亂に於いて、丁抹市民階級はルッター派に屬し、貴族は尙大部分舊教を信奉して居た爲め、この對立を以てシエフ教授は獨逸農民戦争の丁抹に於ける再現と云はれて居る。(Dietrich Schäfer, Geschichte von Dänemark, Bd. 4.

獨逸ハンザ衰退期に於けるベルゲンの商業に就いて

- Gohr, 1893. S. 125 ff.)
- (3) Techen, a. a. O. S. 39. und Handelmann, a. a. O. S. 178.
- (4) Röhlk, a. a. O. S. 38.
- (5) ハンザ商館の封鎖性に就いては、前掲「史學」掲載の拙稿参照。
- (6) Handelmann, a. a. O. S. 179.
- (7) Ebenda, S. 179-80.
- (8) 本誌第三十一卷第十二號所載の拙稿参照。
- (9) Gottfried Wentz, Der Pinzipat Jürgen Wullenwever und die wendischen Städte, HGBI. 1931. S. 84-5.
- (10) クロムチヤン三世はニッタマ主義を信奉せる爲め、その選定に際しては、一抔の司教の反對するところとなつて居る。(Nielsen, a. a. O. S. 73.)
- (11) 對和蘭戦は、参加を欲せしむるハンザ諸都市の勸告に従ひ、一五三四年三月ハンブルクに於ける四年の休戦の協定を結び終した。(Wentz, a. a. O. S. 89.)
- (12) Wentz, a. a. O. S. 107.
- (13) Vgl. Georg Waitz, Lübeck unter Jürgen Wullenwever und die europäische Politik. Bd. 3. Berlin. 1856. S. 113-23.
- (14) Ebenda, Bd. 3. S. 161.
- (15) 本誌第三十一卷第十二號の拙稿七五—七頁参照。
- (16) Nielsen, a. a. O. S. 73-4.
- (17) Ebenda. S. 76.

五

諾威に於いては、宗教改革の結果、ニダロスの司教オラフ・エンゲルブレヒトゾンの失脚となり、これを端緒として参議院の分裂、そして遂に解散となつた(1)。これは同地にある代官權力の擴大を意味し、斯くてハンザ商館取締は漸くその態を備へ始めるやうになつて來た。殊にその後一五五六年就任せる代官クリストファア・ファルケンドルフの如きは、ベルゲン市民の聲をよく聞き、峻嚴を以て名高かつた(2)。この他方、斯かる保護の下に、市民階級も次第にその地歩を固めつゝあつた。外國要素の附加が、彼等の擡頭に資するところ多かつたことは既に述べたところである。そしてこの趨勢は、ハンザ商館の最早阻止し得るものでなかつた。

やがて市民||商人階級は、ハンザの無法行爲に對して、積極的に抗議を發するやうになつて行つた。例へば、一五三七—三八年に、ハンザ商人がシトランド街(諾威人區域)に進出して雜貨や食料品を小賣することを、共同抗議した如きこれである(3)。即ち諾威市民は、彼等の既得權(ベルゲン市内及びその周圍の農村に於いて小賣し得)に對する侵害を訴へたのである。然しそのみに止まらなかつた。彼等自ら當初の取引限界を乗り越へて、卸取引にも手を染め始めたのであつた。素より最初この取引額は大なるものでなかつたと思はれる。然しこれは、ハンザ側の看過し得るものでなかつた。何となれば、それはハンザ商館存立の根幹たる信用制度——仕込制——の破壊に等しいからである。

先づこのベルゲン市民の卸取引の對手は、ハンザ以外の外來商人、特に和蘭商人を主とすること斷る筈もないが、

その取引商品たる魚類を市民は如何にして得たかと云ふに、それは彼等自らロフオテンその他の鱈場に航行して漁撈するか、又はノルドランドやフィンマルケンに於いてその地の漁民から直接交易したりしたのである(4)。即ちベルゲン市民の沿岸航海によるのであつた。ところでこれは、ノルドフアラアがハンザ商人の仕込による束縛から解放され得る機縁にもなるものであるし、又非ハンザ外來商人がベルゲン商人との直接交易によつて魚價を切り崩し得ることにもなるものであつた。その孰れに於いても、鱈輸出上ハンザが占める獨占的地位の動搖を免れない。例へば上記の如く、和蘭商人に漁夫に對する出漁資金貸與が禁ぜられて居ても、それは何等ハンザの地位の保證とはならないのである。殊にこの危険は、一五四二年クリスチャン三世によつて、ベルゲンの都市特權の擴大と共に、市場開設期間の最初の一週間は外來商人相互の取引が禁ぜられるに至つて(5)、一層大なるものとなつた。これによつてベルゲン市民は、この一週間に非ハンザ外來商人と卸取引を營む權利を確認された譯けだからである。たゞ、ハンザ商館の有する從來からの取引關係が直ちに破り去られるものではなかつた點からして、ハンザ商人のベルゲンの對外貿易上に於いて占むる地位は尙確保されて居たと云へる。然し、諾威市民の國內取引の伸長——ベルゲン北方への航行もこれに屬す——によつて、ハンザの得る利潤が多少とも減退することは免れ得ない。そこでこのベルゲン北方航行の中止乃至制限を代官に要求したのであつたが、然しこゝに至つては拒絶される許りであつた(6)。斯くてハンザ商館としては、本國都市の力をかりて、これと丁抹主權者との交渉に俟つより他に施すべき策がなかつたのである。

然るに、その本國都市が前述の如く嘗てとその態度を異にしたものだったのである。ベルゲン商館の權益保全どころか、丁抹ノ諸威領内に於けるハンザ全體の享受すべき特權の確認を新國王から得ることもなくして、尋延徒らに時日を重ねて居たのである。ところで、この本國都市はベルゲン商館の訴に對して如何なる指示を與へたか。現在迄に印刷に附されて居るハンザ史料集成は一五〇〇年迄、又ハンザ會議議事録は一五三四年迄しかないが(7)、最近オットオ・レルク氏がロストック文書館所藏の一五四〇年度議事録(未刊)に基き發表されたところによると、同年リェベックに於いて、商館の代表者とベルゲン航行者組合の設置されて居る諸市の代表者とが、ベルゲンの事態に就いての對策を協議して居る。そしてその結果、(一)諸威官民にはその最低必要額以上を賣らぬこと、(二)來訪する諾威商人に穀物・ホップ等を賣り渡す違犯都市を抑壓すること等が決定されたと云ふ(8)。これはハンザ商館が諾威經濟に於いて占める地位の侵すべからざることを飽くまで確信し、そして諾威商人がハンザ商人と同權を持つことを拒否する態度である。然し現實の事態は、上記の如く、諾威商人が漸次經濟的實力を具へて、そしてその對等權利を要求せしめるやうな方向を辿つて居たのである。しかもこれに對して右の會議では、たゞ從來の如く高壓的態度を持續することが議決されたのであつた。とは云へ斯かる獨占維持策が最早完全に強行し得ることは、前述の如くである。嘗て商館所屬商人の振舞つたやうな暴力的解決は行ふべくもなく、又丁抹當局の取締態度も變化して居る。こゝに於いて遂にハンザ側もその態度を改めざるを得なかつた。これがクリスチャン三世治下一五四五、四九、五二、五三、五四年の五回に亘つて、ハンザ都市の代表者とベルゲン市民代表とが、丁抹國王を裁定者

とする會議を開いた所以である。

この交渉の経過を詳述することを避けて成果のみを挙げれば、四五年のオオデンゼ會議では、ベルゲン市民に對して北方航行が承認された。但しそれは年に十隻に限り、又それはベルゲンに直接歸帆すべきものとする。即ちベルゲン・ステューブル權の維持が圖られたのである。次にベルゲン市民にも正式にノルドファアラに對する艦裝權が許可され、更に、ノルドファアラの債務隸屬化を減少せしめる爲め、彼等がハンザ商人への債務の返済に當てる貨物はそのベルゲンに搬入する額の半ば以内たるべきこと、但しその殘餘の貨物に對してはハンザ商人に優先買入の權利あることとし、その外にはベルゲンの代官が自ら商業(對内・對外)を營むことを嚴禁した(9)。斯かる決定は、ハンザ商館にとつて實質上不利なものではなかつた。殊に最後の禁令の如きは、その喜びとするところであつた。次いで四七年には國王によつてハンザの一般の特權が確認され、事態はハンザにとつて好轉するかに見えたとあつた。然し縱令その船舶隻數に制限が加へられたとしても、尙ベルゲン市民に北方航行が公けに許可されたことからして、彼等とノルドファアラとの取引が緊密の度を増したと斷る迄もない。遂に五三年にクリスチャン三世はその制限隻數を二十四隻に増加し(10)、翌年にはこの制限が撤去されるに至つたのであつた(11)。のみならずベルゲン市民の中には、ハンザ船舶を備船して彼等の計算の下にハンザ都市へ運送することを要求する聲さへ生じた。これは四九年のコペンハーゲン會議に提起されたところである(12)。非ハンザとの共同企業嚴禁の原則からして、斯かる要求がハンザの到底容るべきところではなかつたこと明かである。然し諸威市民側にこの積極性

を生じ、そしてその對等權利の主張を發せしめたことは、その成否はとにかくとして、ハンザの側に以前の如き侵すべからざる勢威の失はれ始めたことを示すと云へよう。そして又ベルゲンに於ける獨逸手工業者が、一五五六一五九年に商館との連繫を斷たれるに至つた如きも(13)、一方獨逸人勢力の弱少化を生ぜしめたこと尠くなく、他方諸威官民の勢力擡頭を物語るものであつたと做し得る(14)。

扱て、十六世紀も後半となれば、丁抹は重商主義國としての重みを加へ始める。この他方ハンザ諸都市の政治權力は、その領邦諸侯の壓迫下に、次第に失はれつゝあつた。この勢力交代が、一五六〇年のオオデンゼ通商條約締結の背後に潜在して居ること既に述べたところである。その前年フリードリッヒ二世(一五五九—一五八八年)の即位と共に、ハンザは新王に對して丁抹諸威に於けるその特權の確認を要求したが、王はこれを拒絶し、代ふるに、先王治下一五五三年のコペンハーゲン會議に於いて企てられた通商條約締結に就いてのハンザの決意表明を以て先決問題とすべきこととされた(15)。これに對して、前記の事情の下にあるハンザ諸都市は、たゞ應諾するより他はなかつたのである。

オオデンゼの會議に於いてのイニシアチヴは、全く丁抹當局の握るところであつたと云へる。ハンザの要求も一部は容れられた。例へば零細漁民に對する艦裝權やその債務返還要求權に關する條項の如きである(16)。然しベルゲン市民の北方航行限度は以後十二年間二十四隻と定められ、又彼等はハンザ諸都市内に於いて、ハンザ商人が丁抹諸威に於いて享有すると同一權利を與へられることになつた。更にハンザ商館は地租及び軍役税(Ledatager)

納入の義務を負つた(17)。即ちハンザ商館の根幹たる仕込制は従前の如く何等變更なく存続することになつたのであるが、然しそれは丁抹當局の稅收入額の維持の爲めからでもあつたので、他方ハンザとしては、從來絶對容認することの無かつた非ハンザ商人の對等權利承認といふ犠牲を拂はねばならず、更に従前の如き關稅以外の諸稅免除の特典は廢されて、土着人口と同様に課稅されることになつたのである。六〇年の七月に締結されたこの條約によつて、直ちに丁抹諸威商人がハンザ諸都市に來訪するやうになつたのでないこと、既述の如くではあつたが、然し縱令原則としてだけであつても、この變化はハンザ史上十分注意に價するものなのであつた。

この條約の締結に對して、ベルゲン商館は全く反對であつた(18)。又ハンザ諸都市も欣然これに應じたのでは決してなかつた。殊にダンチヒの不滿は大なるものがあつた(19)。これは同條約に於いて、ウエンデン六市がズンド特惠關稅を與へられたことに基因するところ多いと考へられる(20)。然しそれ等の抗議も、同條約の成立を何等阻止するものではなかつたのである。

ところで、この條約締結後半世紀餘の間のベルゲンの商業の大勢に就いては既に述べたところであるから、こゝに再び繰り返すことは止め、たゞレルク氏がベルゲン市民の所有船舶を調査された結論を掲げて置く。それによれば、一五六九年ベルゲンには、二十隻の貨物船(總計九四六ラスト)と六十五隻の漁船(總計約六五〇ラスト)とがあつた(21)。これに對してベルゲンを訪れるハンザ諸都市の船舶は、稍々比較するには時日が離れて居るが、一六〇〇年にベルゲン航行者組合に屬するもの一四一隻(總計九一六ラスト)、不定期のもの一〇隻(總計七〇〇ラス

ト)兩者合計して一萬ラストに近いものであつた(22)。總噸數の上から見ても、又平均噸數の上からしても、ベルゲン市民のそれが對抗し得る程度のものでなかつたこと明瞭であらう。そして既述の價格革命の影響は、このベルゲン市民のハンザ勢力壓迫の勢を可成り阻止したのであつた。

然しながら、十六世紀は斯かる状態を以て終つたが、十七世紀に至ればハンザ勢力の衰退は蔽ふべくもなかつた。結局和蘭商人は、この諸威に於いてもハンザ商人を逐つたのである。又一六二二年には、クリスチャン四世によつてハンザの特權は廢棄せられた(23)。のみならずその翌年には、ベルゲンの大火があり、商館は重なる不幸を経験せねばならなかつたのである。然しベルゲン商館そのものが北獨商人の手から全く離れるに至つたのは、これ等よりもずつと後れて一七五四年のことであつた。

(1) Schäfer, a. a. O. Bd. 4. S. 346 ff.

(2) Handelsmann, a. a. O. S. 253.

(3) Rohlk, a. a. O. S. 44.

(4)(5) Ebenda, S. 48.

(6) Ebenda, S. 49.

(7) 前者は第一一十一卷(九七五—一五〇〇年)の十一冊、後者は第二部八冊(一二五六—一四三〇年)、第二部七冊(一四三—一七六六年)、第三部九冊(一四七七一—一五三〇年)と第四部第一卷(一五三二—一三四年)の計二十五冊で、この中前者の第七卷は第一冊(一四三四—一四二二年)だけで、後者の第四部第一卷と共に昨年漸く上梓されるに至つたものである。

- (8) Röhk, a. a. O. S. 45-6.
- (9) Ebenda, S. 51. 代官はハンザ商館の有力な競争者として現はれること少くなかつた。例へば、ヴァンセン・ルンデ・ホルデも可成りの船舶を所有して居た。(Vgl. Ewald Bosse, Norwegens Volkswirtschaft vom Ausgang der Hansaperiode bis zur Gegenwart mit besonderer Berücksichtigung der internationalen Handelsbeziehungen. Tl. I. Jena. 1916. S. 109.) 又一五四二年代官クリストフ・ノイトフェルトはデヴェンターの商人と結んで、獨逸やトロント・ハム等の交易にその所有船舶を提供して居る。(Vgl. Niederländische Akten und Urkunden zur Geschichte der Hanse und zur Deutschen Seegeschichte. Bd. I. Nr. 447.)
- (10) N. A. I. Nr. 691. [3742.]
- (11) Röhk, a. a. O. S. 58.
- (12) Ebenda, S. 54.
- (13) これに就いては前掲史學 載の拙稿に一言して置いた。一五五九年二月、丁抹=諸威法の適用に甘んずることを得ずして故國獨逸に歸還した手工業者は、五十九名(靴工二四、仕立工二三、金細工師三、織物裁斷工一、パン焼六、毛皮加工二)であつて、殘留せる七十名は、一五二八年のベルゲン都市法に基き、間もなく諸威女と結婚した(Teehen, a. a. O. S. 35. Auch: Teehen, Die deutschen Handwerker in Bergen. HGBl. 1913. S. 575.)
- (14) 右の獨逸手工業者の分裂に成功した代官クリストフ・ワルケンドルフは、その居城(ベルゲン)とハンザ居留地の間に介する家屋を撤去し、以て獨逸河岸をベルゲンノスから砲撃する上に便ならしめた。(Handelmann, a. a. O. S. 255.)
- (15) Röhk, a. a. O. S. 59.
- (16) 丁抹=諸威側に於いては、自己資本として十五丁抹馬克以上を有するノルドフ・アラヤに對してのみハンザ商人の購

裝權を認め、これ以下の者に對する債務返還請求は無効とするを提議したのであつたが、ハンザ側は斯かる禁止は彼等からの租税納入を皆無とすると論じて、遂に前者の要求を排することが出来た。(Röhk, a. a. O. S. 61.)

(17) この地租額はハンザ所有地一エルレに付き二丁抹シリング、埠頭一エルレに付き二丁抹シリングと定められた。次に軍役税(Leidanger, Leding)とは、兵役義務の貨幣代納に當るものであつて、一店舗に付き一丁抹タヤラであつた。(Röhk, a. a. O. S. 68.) として一五六二年商館の納入せる地租及び軍役税の總額は一〇九タヤラであつた。(Ebenda, S. 69. Anm. 36.)

(18) ベルゲン商館は九ヶ條を擧げてその權益毀損を訴へ居る。(Vgl. N. A. II. Nr. 103.)

(19) Röhk, a. a. O. S. 64.

(20) リュベック、ハムブルク、ロストック、シトラルズント、ヴィスマール、リュウネブルクの六市の船舶は、葡萄酒及び銅を除き、外地貨物を積載せざる場合無税とされた。(Nielsen, a. a. O. S. 82.) 尚一五四四年のシナイヤ・碁和後、ネヘデルランド商船に對するズント關稅輕減の事情も、マンチヒの不満足生に就いて考慮せらるべきものであらう。

(21) 二十五ラストのもの八隻、四十ラスト二隻、五十ラスト三隻、五十六ラスト一隻、六十ラスト三隻、八十ラスト一隻、百ラスト二隻である。(Röhk, a. a. O. S. 77. Anlage I.) 尚この貨物船主にして漁船所有者たるもの五名であつた。

(22) 前者の内譯は、リュベック二十二隻、一三六五ラスト、ロストック三十一、二〇一五ラスト、シトラルズント十九隻、一三五ラスト、ヴィスマール八隻、五二〇ラスト、ハムブルク十三隻、八四五ラスト、ブレヘメン三十七隻、二四〇五ラスト、デヴェンター十二隻、七八〇ラストである。(Ebenda, S. 78. Anlage II.)

(23) Nielsen, a. a. O. S. 263. Walther Vogel, Kurze Geschichte der Deutschen Hanse. München und Leipzig. 1915. S. 92.

(昭和十三年十一月十八日稿了)